

都城市道路位置指定の手引き

都城市道路位置指定の手引き

目次

第1	目的	
1	目的	1
第2	道路の位置の指定に関する法令	
1	道路の位置の指定に関する法令	1
第3	指導基準	
1	道路の位置の指定ができる土地	1
2	指定道路が接続する道路	2
3	既に道路の位置の指定を受けた道路に接続される場合	2
4	指定道路の形態	2
5	その他の関係法令による許可等	2
6	申請者及び代理者となりうる資格	3
7	自動車の転回に支障がないもの	3
第4	道路位置指定基準	
1	指定道路の基準	4
2	指定道路	4
3	自動車の転回広場	7
4	指定道路の延長	8
5	すみ切り	9
6	指定道路の構造	12
7	排水設備	13
8	位置の標示及び杭の設置	13
9	維持管理	14
第5	道路位置指定要領	
1	事前協議	15
2	事務の流れ	15
3	事前協議の承認	16
4	着工及び分筆登記の時期	16
5	道路の位置の指定申請	16
6	完了検査	16
7	道路の位置の指定の公告及び通知	16
第6	事前協議	
1	道路位置指定事前協議書	17
2	道路位置指定事前協議書に添付を要する図書	17

第7	道路位置指定作成要領	
1	道路位置指定申請書-----	- 18 -
2	道路位置指定申請書の提出部数-----	18 -
3	指定申請書に添付を要する図書-----	18 -
4	別表-----	20 -
第8	その他	
1	既存位置指定道路の変更又は廃止の制限-----	21 -
2	道路の位置の指定申請に関する様式-----	21 -

道路位置指定事前協議書（様式1）

道路位置指定申請書（様式第16号）

道路位置指定通知書（様式第17号）

承諾書（様式2-1、2-2）

道路位置指定概要書（様式3）

第1 目的

1 目的

この手引きは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定に関する申請手続き並びに基準についての具体的な内容を定めることにより、事務の円滑化を図るとともに良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

第2 道路の位置の指定に関する法令

1 道路の位置の指定に関する法令

道路の位置の指定（法第42条第1項第5号に規定する「道の位置の指定」をいう。以下、同じ。）に関する法令は、次のとおりとする。

- ア 法第42条（道路の定義）
法第43条（敷地等と道路との関係）
法第44条（道路内の建築制限）
法第45条（私道の変更又は廃止の制限）
- イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「政令」という。）
第144条の4（道に関する基準）
- ウ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「省令」という。）
第9条（道路の位置の指定の申請）
第10条（道の位置の指定の公告及び通知）
- エ 昭和45年建設省告示（以下、「告示」という。）
第1837号（自動車の転回広場に関する基準）
- オ 昭和46年建設省住指発（以下、「通達」という。）
第44号（建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び運用について）
- カ 都城市建築基準法施行細則（平成元年都城市規則第10号。以下、「規則」という。）
第15条（道路の位置の指定申請）
第16条（道路の位置の標示）
- キ 道路位置指定基準（平成6年都城市道路位置指定の手引き）

第3 指導基準

1 道路の位置の指定ができる土地

道路の位置の指定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条附則第4項に基づく開発許可の対象外の土地において、道路の位置の指定を受けようとする土地（以下、「指定道路」という。）に関して所有権、抵当権並びに根抵当権、その他すべての権利及び道の管理についての承諾がある場合に行うものとする。

2 指定道路が接続する道路

指定道路は、法第42条第1項及び第2項に規定する道路（以下、単に「道路」という。）に接続しなければならない。

なお、接続道路の管理部局と排水計画及び接続方法等の協議を行うこと。

3 既に道路の位置の指定を受けた道路に接続される場合

指定道路が既に道路の位置の指定を受けた道路（以下、「既存位置指定道路」という。）に接続される場合、既存位置指定道路に関する所有権、抵当権、根抵当権等その他すべての権利について承諾が得られなければ当該道路の位置の指定はできない。

4 指定道路の形態

- (1) 指定道路は公衆用道路として分筆登記を行い、原則として1筆の土地とすること。
- (2) 指定道路を利用しようとする土地（以下、「関係土地」という。）内の宅地の一区画の面積は原則として165平方メートル以上とし、その形態は相隣関係を十分考慮すること。
- (3) 指定道路の上空に高压電線等がある場合については、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の適用に関して十分注意すること。
- (4) 指定道路内に電柱、樹木その他幅員確保の妨げとなるものがある場合は、これらに移設等の方法により排除しなければならない。
- (5) 道路の位置の指定をすることにより、既存建築物が道路の位置の指定に関する法令並びにその他の関係法令に抵触することとなる場合、原則として当該道路の位置の指定は行わない。
- (6) 位置指定道路境界内に越境しているものがないこと。（隣地建物屋根等）

5 その他の関係法令による許可等

道路の位置の指定に伴い道路法、農地法、その他の関係法令による許可、承認又は届出等の手続を要するときは、指定道路の築造工事の着手（以下、「着工」という。）までに当該法令の許可、承認又は届出等の手続をすませておかなければならない。なお、該当する法令及びそれに伴う窓口は次のとおりとする。（平成6年4月1日現在）

ア 道路法（昭和27年法律第180号）

第24条（道路管理者以外の者の行う工事）又は

第32条（道路の占用の許可）の場合

市道 都城市土木部維持管理課

市道以外 該当する道路管理者の定める窓口

イ 農地法（昭和27年法律第229号）

第4条（農地の転用の制限）又は

第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の場合

都城市農業委員会事務局

- ウ 風致地区内における建築等の規制に関する条例
(昭和45年宮崎県条例第16号)
第4条(許可を要する行為等)の場合
都城市土木部都市計画課
- エ 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に掲げる処理区域内において
指定道路内に排水設備の設置を必要とする場合
都城市土木部下水道課
- オ 水道法(昭和32年法律第177号)に基づき指定道路内に給水装置の設置を必
要とする場合
都城市水道局工務課
- カ その他の法令
該当する法令により定める許可、承認又は届出等の窓口

6 申請者及び代理人となりうる資格

- (1) 道路の位置の指定を行おうとする者(以下、「申請者」という。)は、次に掲げ
る者でなければならない。
 - ア 指定道路に関して所有権、抵当権、根抵当権その他の権利を有する者(以
下、「権利者」という。)
 - イ 道路の位置の指定を行うことについて権利者より同意を受けて指定道路を
築造する者
 - ウ その他市長が適当と認めた者
- (2) 指定道路に関して2人以上の権利者がいる場合、当該権利者の中から1人又は
2人以上の代表者を選んだ上で申請者とすることができる。
- (3) 申請者より委任を受けて道路の位置の指定に関する手続を行う者(以下、「代理
者」という。)は、建築士、測量士、土地家屋調査士又は行政書士の資格を有す
るものでなければならない。

7 自動車の転回に支障がないもの

政令第144条の4第1号ロの規定による「公園、広場、その他これらに類するもの
で自動車の転回に支障がないもの」とは、次のアからウまでの一に掲げるもので常時通
行しても支障がない旨の当該施設等の管理者の承諾が得られたものに限る。

- ア 都市計画の施設として設置された公園、広場又は緑地
- イ 遊園地、寺社の境内、学校の運動場
- ウ その他恒久的空地として確保されるもの

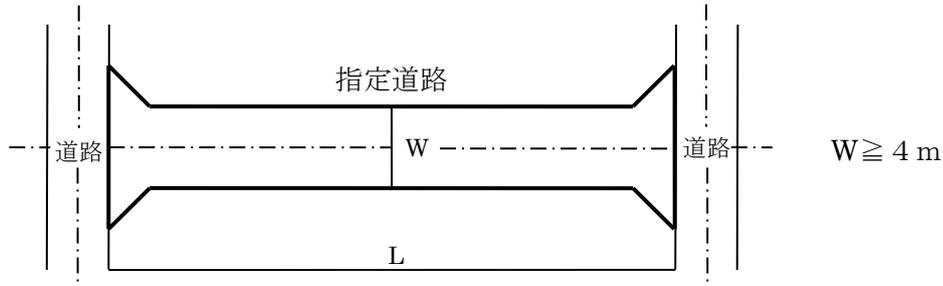
第4 道路位置指定基準

1 指定道路の基準

道路の位置の指定に関する法令に基づき指定道路の基準を以下のとおり定める。

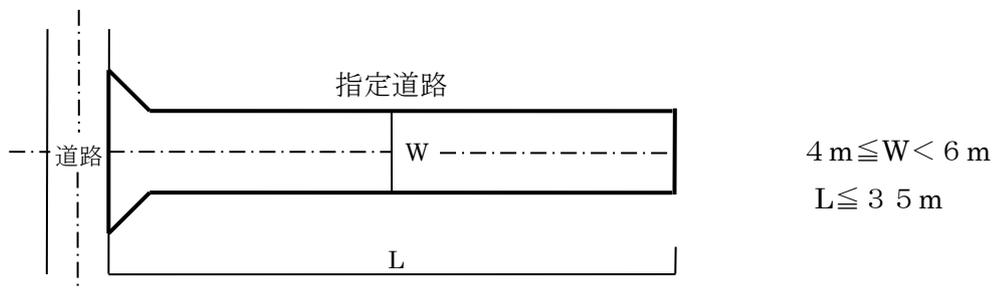
2 指定道路

(1) 指定道路の両端は他の道路に接続したものとすること。



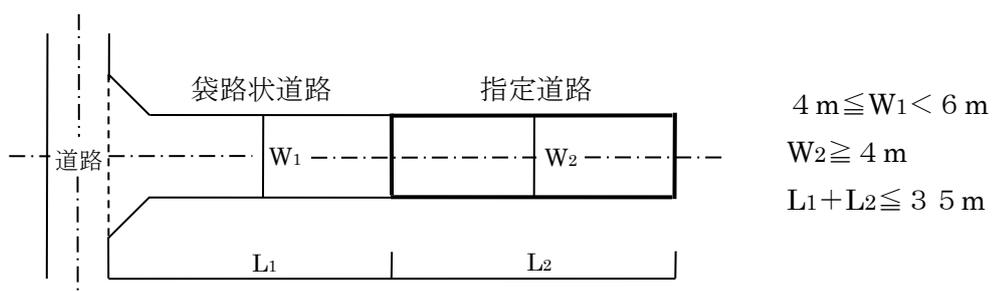
(2) 指定道路が次のアからカまでの一に該当する場合には、前号の規定にかかわらず袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下、同じ。）とすることができる。

ア 延長が35メートル以下の場合

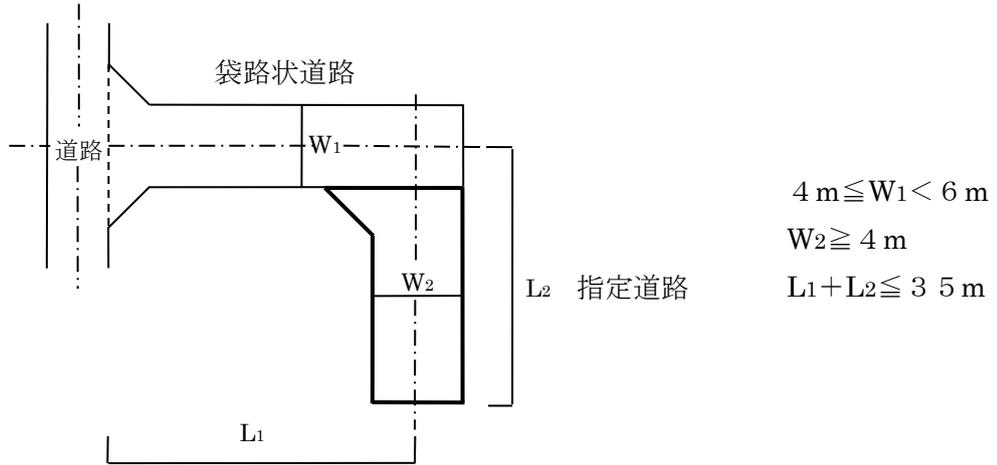


イ 指定道路が既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続し、当該袋路状道路が他の道路に接続されるまでの部分を含んで延長が35メートル以下の場合

(ア) 指定道路が屈曲しないもの

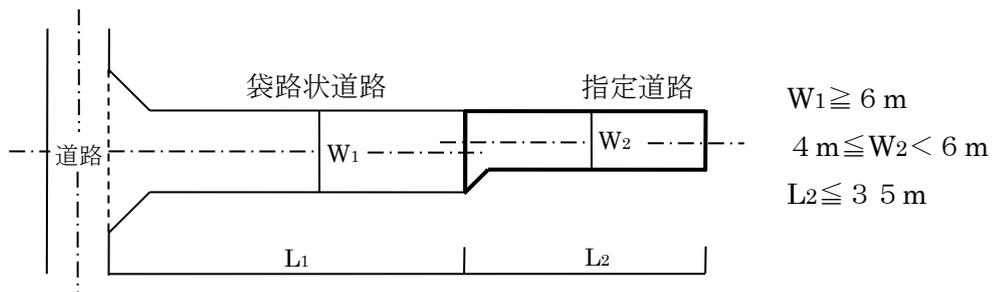


(イ) 指定道路が屈曲するもの

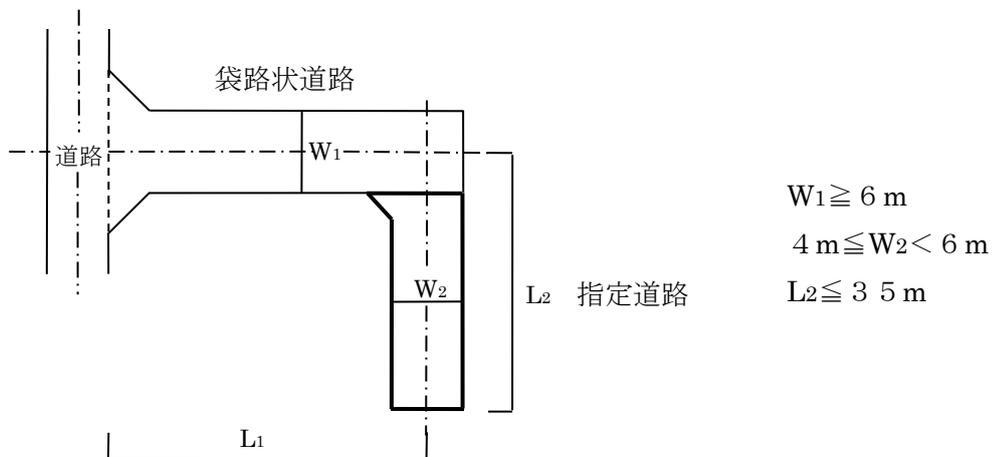


ウ 指定道路が既存の幅員6メートル以上の袋路状道路に接続し、当該指定道路の延長が35メートル以下の場合

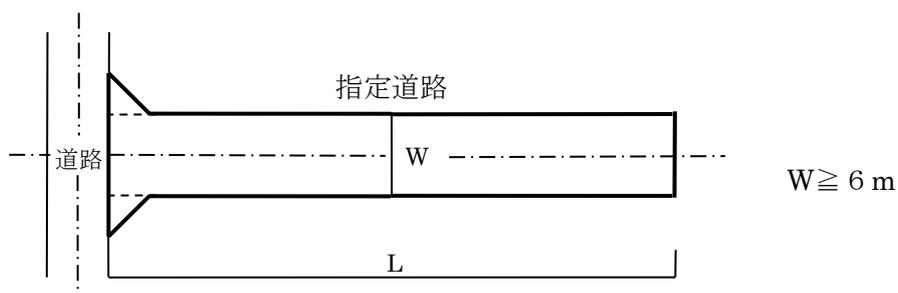
(ア) 指定道路が屈曲しないもの



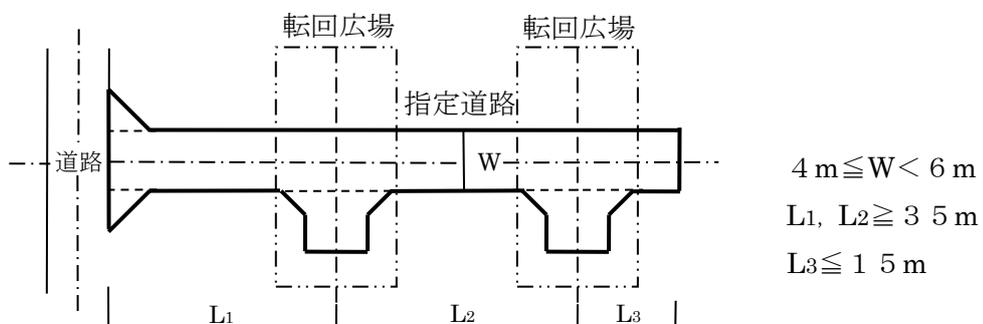
(イ) 指定道路が屈曲するもの



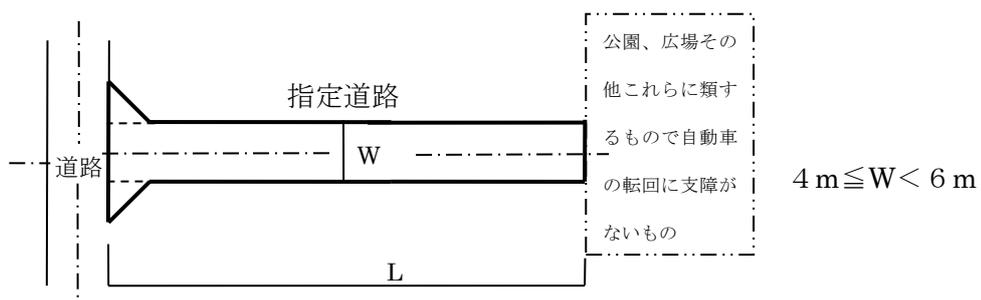
エ 指定道路の幅員が6メートル以上の場合



オ 指定道路の幅員が4メートル以上6メートル未満で、終端及び区間3.5メートル以内ごとにこの基準に定める自動車の転回広場が設けられている場合



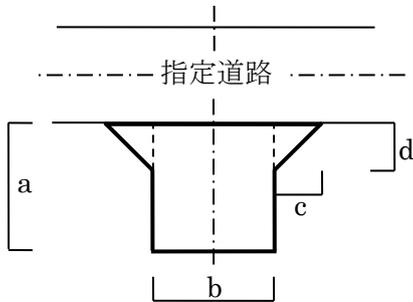
カ 指定道路の終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものとして指導基準に定めるものに接続している場合



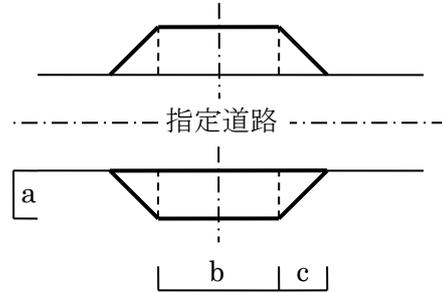
3 自動車の転回広場

(1) 指定道路の区間35メートル以内ごとに設ける自動車の転回広場は、次のアからエに掲げるものとする。

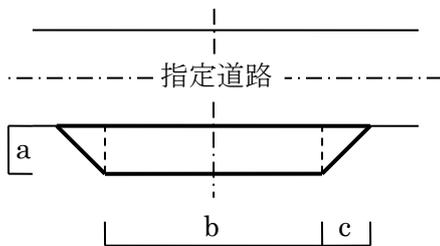
ア $a \geq 5 \text{ m}$, $b \geq 4 \text{ m}$, $c \geq 2 \text{ m}$,
 $d \geq 2 \text{ m}$



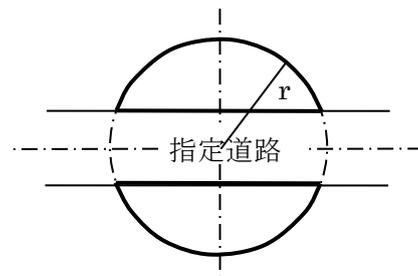
イ $a \geq 2 \text{ m}$, $b \geq 5 \text{ m}$, $c \geq 2 \text{ m}$



ウ $a \geq 2 \text{ m}$, $b \geq 10 \text{ m}$, $c \geq 2 \text{ m}$

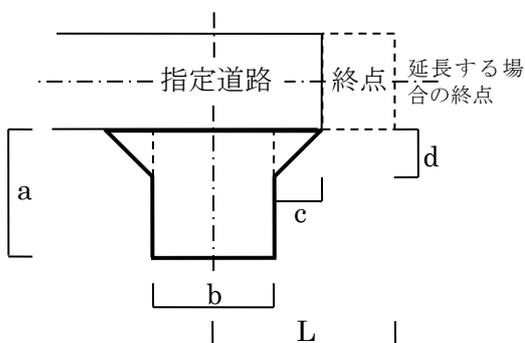


エ $r \geq 5 \text{ m}$

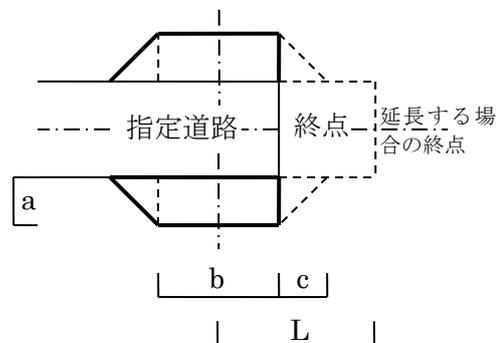


(2) 指定道路の終端に設ける自動車の転回広場は、次のアからオまでの一に掲げるものとする。終端の転回広場からさらに指定道路を延長する場合、当該転回広場から15メートルを限度とする。

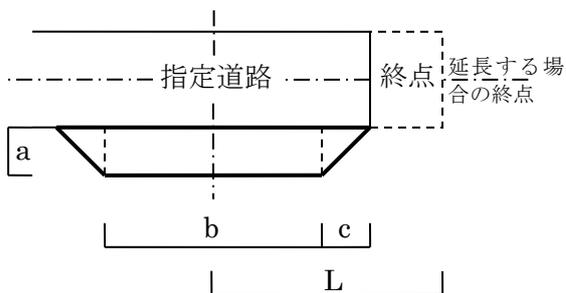
ア $a \geq 5 \text{ m}$, $b \geq 4 \text{ m}$, $c \geq 2 \text{ m}$,
 $d \geq 2 \text{ m}$, $L \leq 15 \text{ m}$



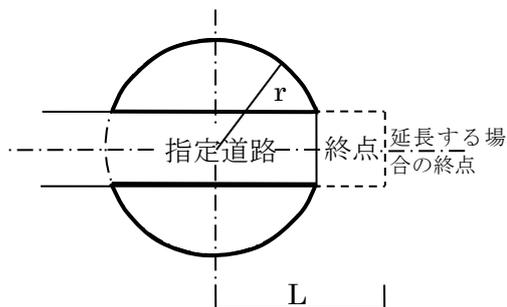
イ $a \geq 2 \text{ m}$, $b \geq 5 \text{ m}$, $c \geq 2 \text{ m}$,
 $L \leq 15 \text{ m}$



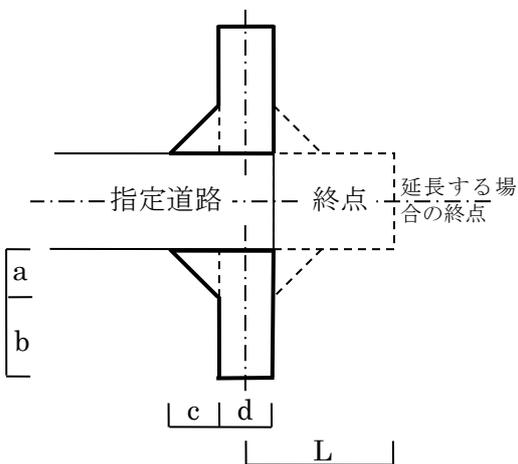
ウ $a \geq 2 \text{ m}$, $b \geq 10 \text{ m}$, $c \geq 2 \text{ m}$
 $L \leq 15 \text{ m}$



エ $r \geq 5 \text{ m}$, $L \leq 15 \text{ m}$



オ $a \geq 2 \text{ m}$, $b \geq 3 \text{ m}$, $c \geq 2 \text{ m}$
 $d \geq 2 \text{ m}$, $L \leq 15 \text{ m}$



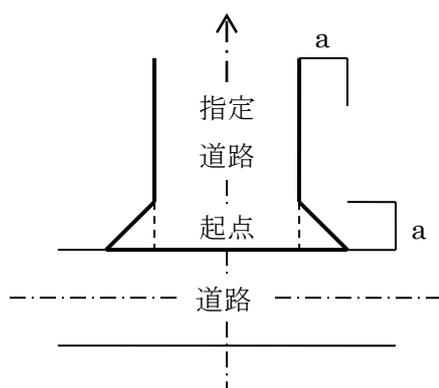
4 指定道路の延長

指定道路の延長は水平距離とし、屈曲するごとにその接続点から当該道路の中心点で計測する。

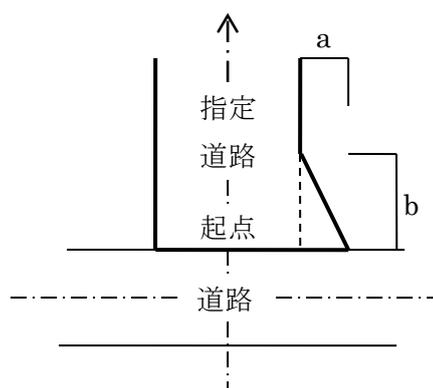
5 すみ切り

- (1) 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には、すみ切りを設けること。
- (2) 指定道路の起点に設けるすみ切りは、次のアからオまでの一に掲げるものとする。

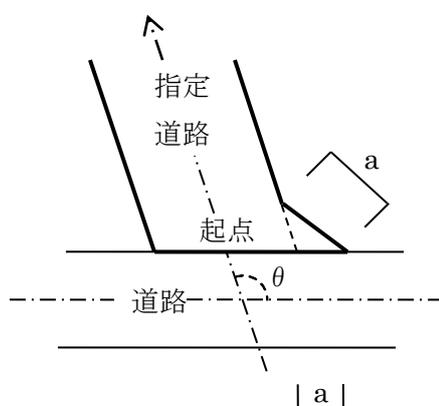
ア $a \geq 2 \text{ m}$



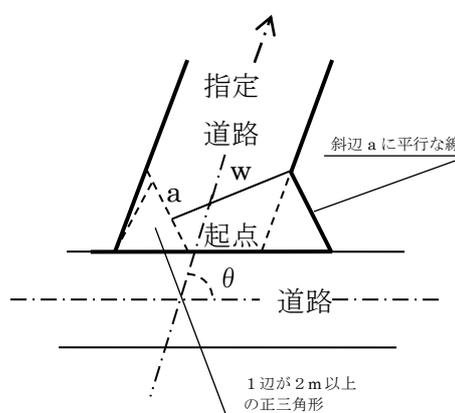
イ $a \geq 2 \text{ m}, b \geq 4 \text{ m}$



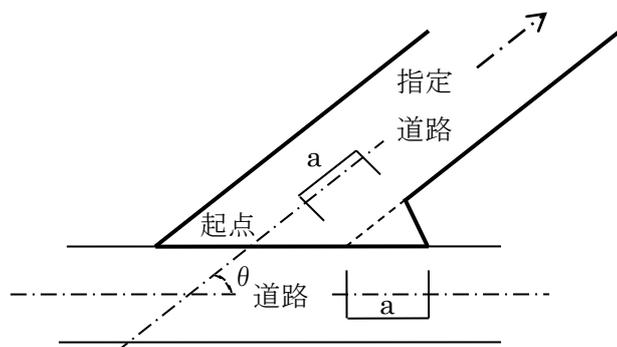
ウ $90^\circ < \theta < 120^\circ, a \geq 3 \text{ m}$



エ $60^\circ < \theta < 90^\circ, w \geq 4 \text{ m}$

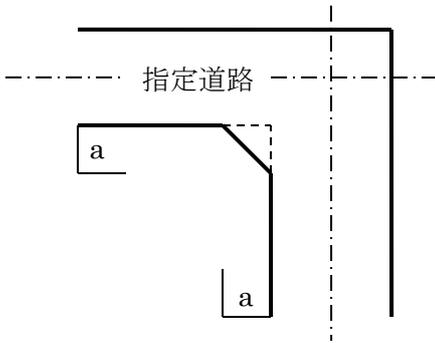


オ $\theta \leq 60^\circ, a \geq 3 \text{ m}$

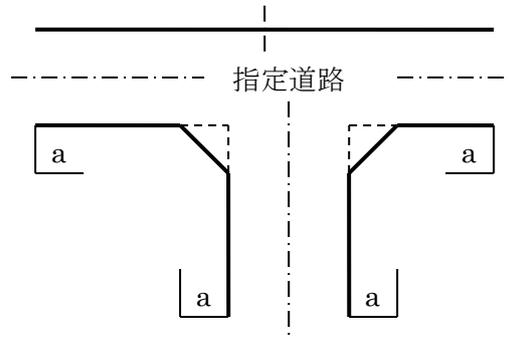


(3) 指定道路の交差、屈曲並びに分岐する箇所に設けるすみ切りは、次のアからオに掲げるものとする。

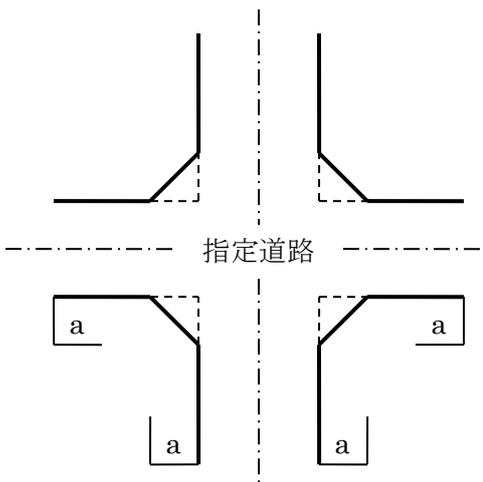
ア $a \geq 2 \text{ m}$



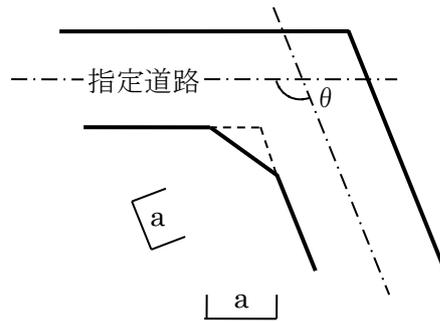
イ $a \geq 2 \text{ m}$



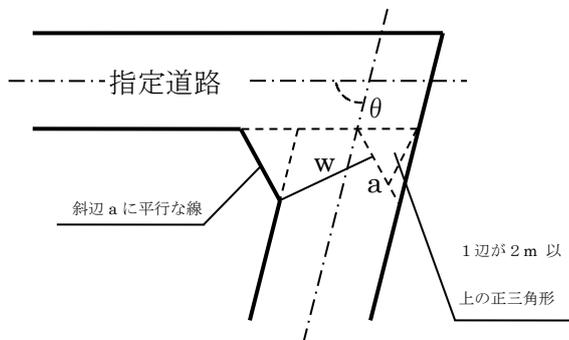
ウ $a \geq 2 \text{ m}$



エ $90 \text{ 度} < \theta < 120 \text{ 度}$
 $a \geq 2 \text{ m}$



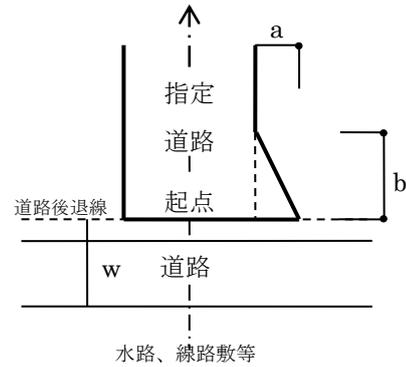
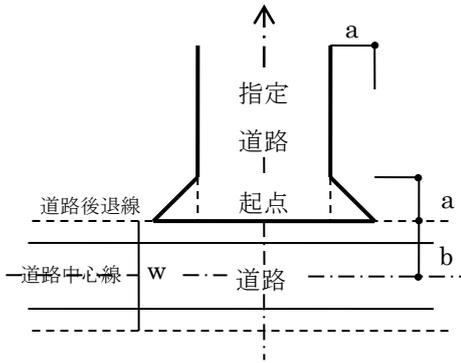
オ $60 \text{ 度} \leq \theta < 90 \text{ 度}$, $w \geq 4 \text{ m}$



(4) 指定道路が法第42条第2項の道路（以下、「みなし道路」という。）に接続される場合、当該みなし道路による道路後退線と指定道路中心線との交点を起点としなければならない。

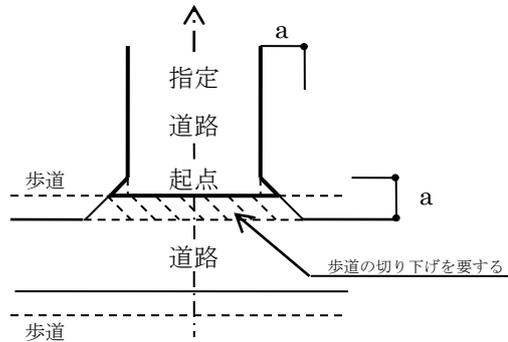
ア $a \geq 2 \text{ m}$, $b = 2 \text{ m}$, $w = 4 \text{ m}$

イ $a \geq 2 \text{ m}$, $b \geq 4 \text{ m}$, $w = 4 \text{ m}$



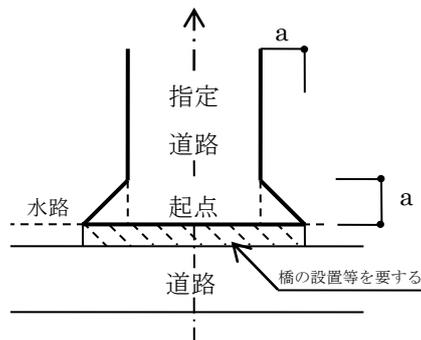
(5) 歩道の整備された既存の道路に接続される場合の指定道路のすみ切りは、次に掲げるものとする。なお、歩道の切り下げについては、道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）による承認を必要とする。

ア $a \geq 2 \text{ m}$



(6) 既存の道路と指定道路との接続部分に水路がある場合のすみ切りは、次に掲げるものとする。なお、橋の設置等については、管理者の許可を必要とする。

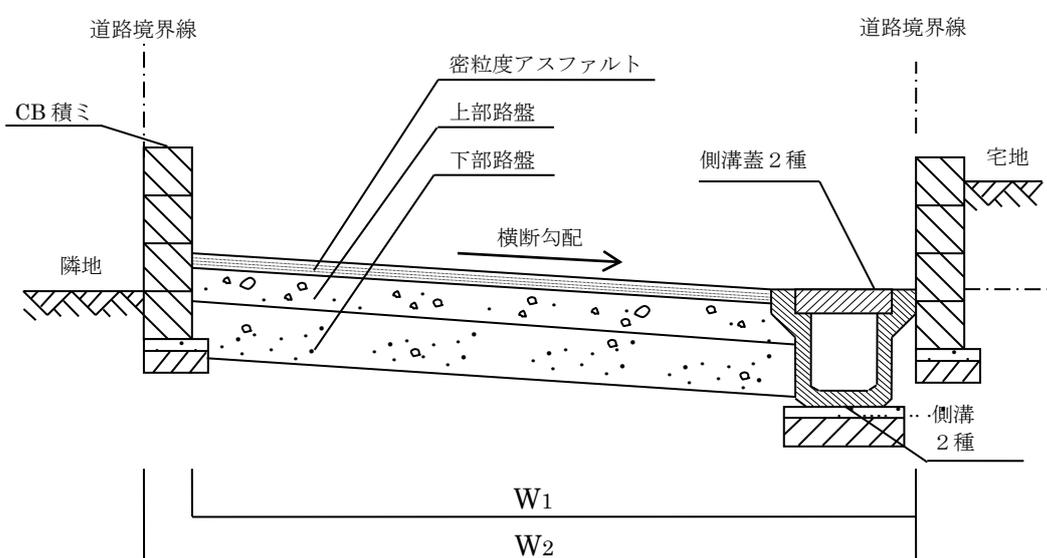
ア $a \geq 2 \text{ m}$



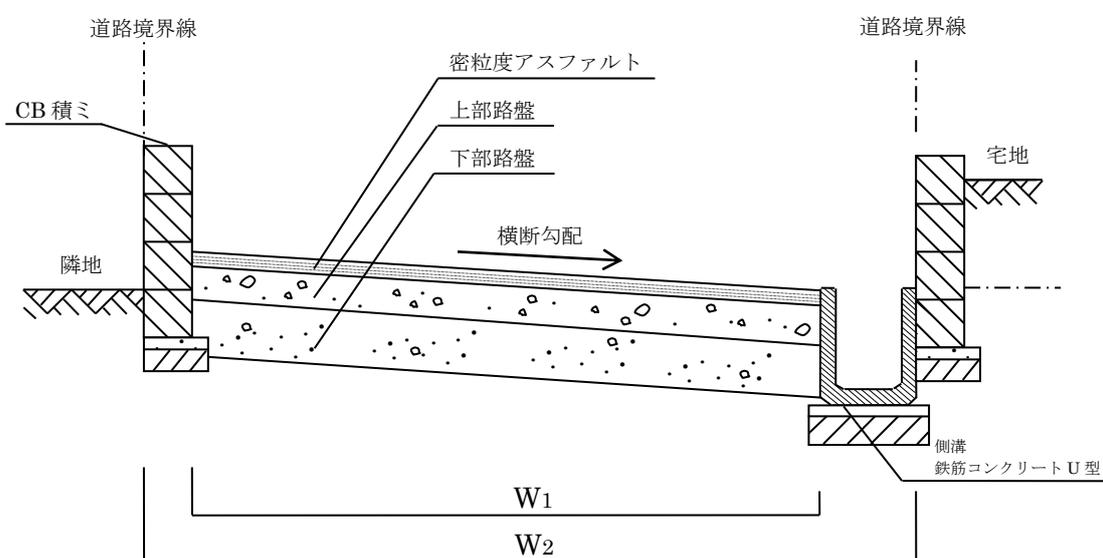
6 指定道路の構造

- (1) 指定道路は有効幅員を4メートル以上とし、路面の仕上げは、アスファルト簡易舗装同等以上としなければならない。道路舗装の端はアスファルトが崩れないように必ず縁石やコンクリートブロックで保護すること。
- (2) 横断勾配は1%以上とし、2%以下を標準とする。
- (3) 盛土その他軟弱な地盤に築造する場合は十分に転圧し、強固な地盤にしてから築造工事を行うこと。
- (4) 側溝等の排水設備に自動車等が載ることが予想される場合、当該重量に耐えうる構造のものとしなければならない。

ア 蓋付き側溝 $W_1 \geq 4\text{ m}$ (W_2 は公衆用道路として分筆登記する幅員)



イ 蓋無し側溝 $W_1 \geq 4\text{ m}$ (W_2 は公衆用道路として分筆登記する幅員)

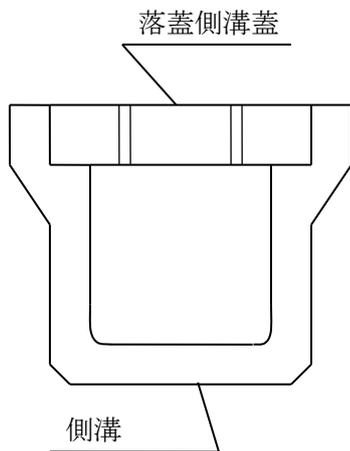


- (5) 指定道路と隣地及び関係土地内の宅地等との間に高低差がある場合には、ガードレール等の安全施設を設け転落防止の措置を講じなければならない。
- (6) 指定道路は縦断勾配が12%以下、かつ階段状でないものとする。

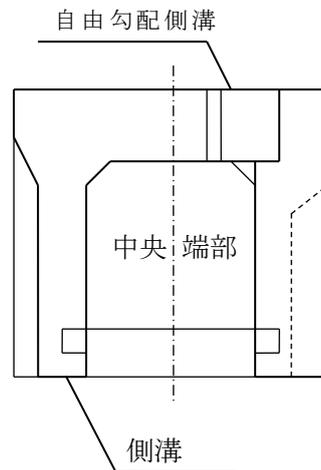
7 排水設備

- (1) 指定道路には、当該道路及びこれに接する関係土地内の宅地の排水に必要な側溝その他の排水設備を設けなければならない。
- (2) 前号の規定により側溝を設ける場合、次のアからウまでに掲げるものと同程度以上のものとしなければならない。

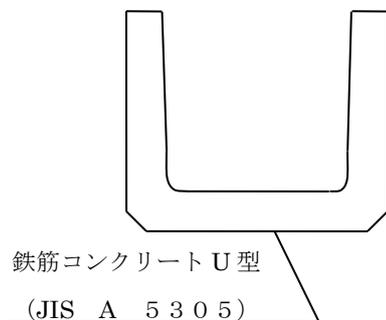
ア 落蓋側溝



イ 自由勾配側溝



ウ 鉄筋コンクリートU型

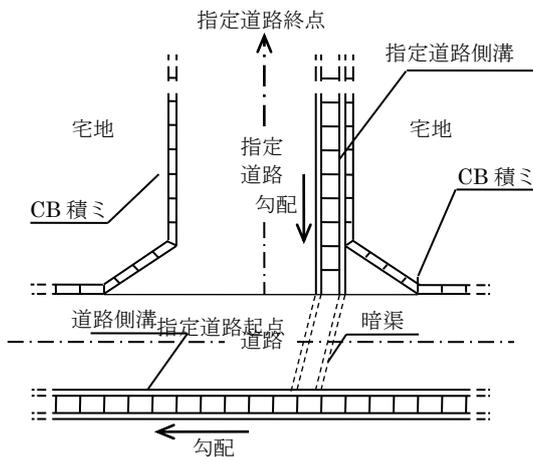


(3) 指定道路と既存の道路との接続箇所には原則として溜枘を設け、横断部分は二種から三種に敷設替えを行うこと。なお、既存の道路に溜枘、暗渠等を設ける場合、道路法第24条又は同法第32条（道路の占用の許可）により承認又は許可を必要とする。

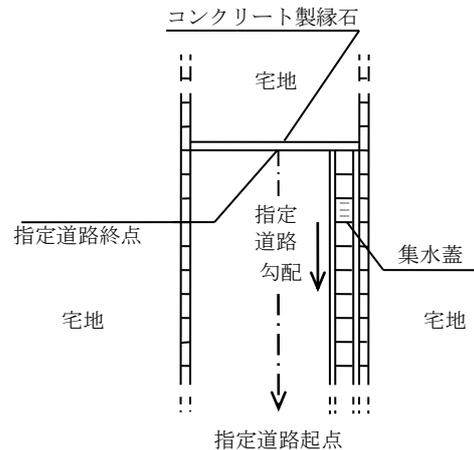
8 位置の標示及び杭の設置

(1) 指定道路は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石その他これらに類するもので位置の標示を行わなければならない。

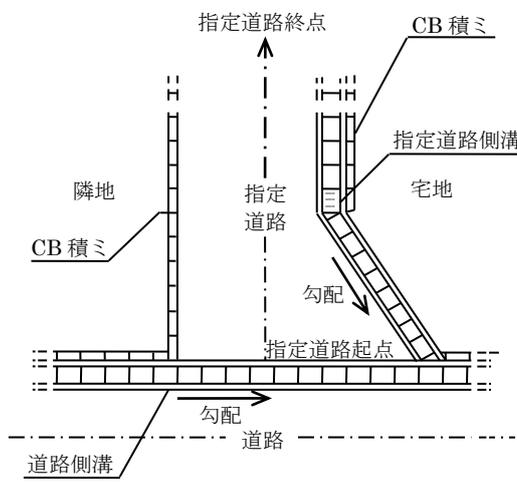
ア 両側宅地、指定道路起点



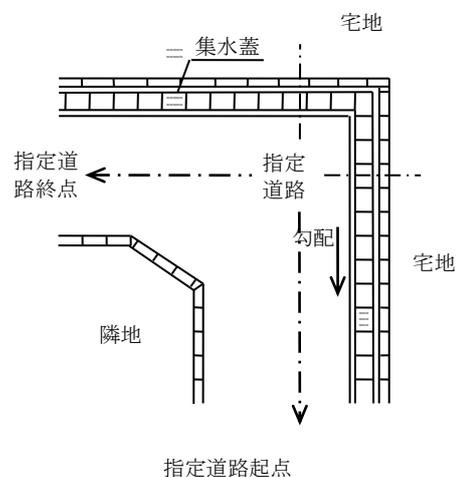
イ 両側宅地、指定道路終点



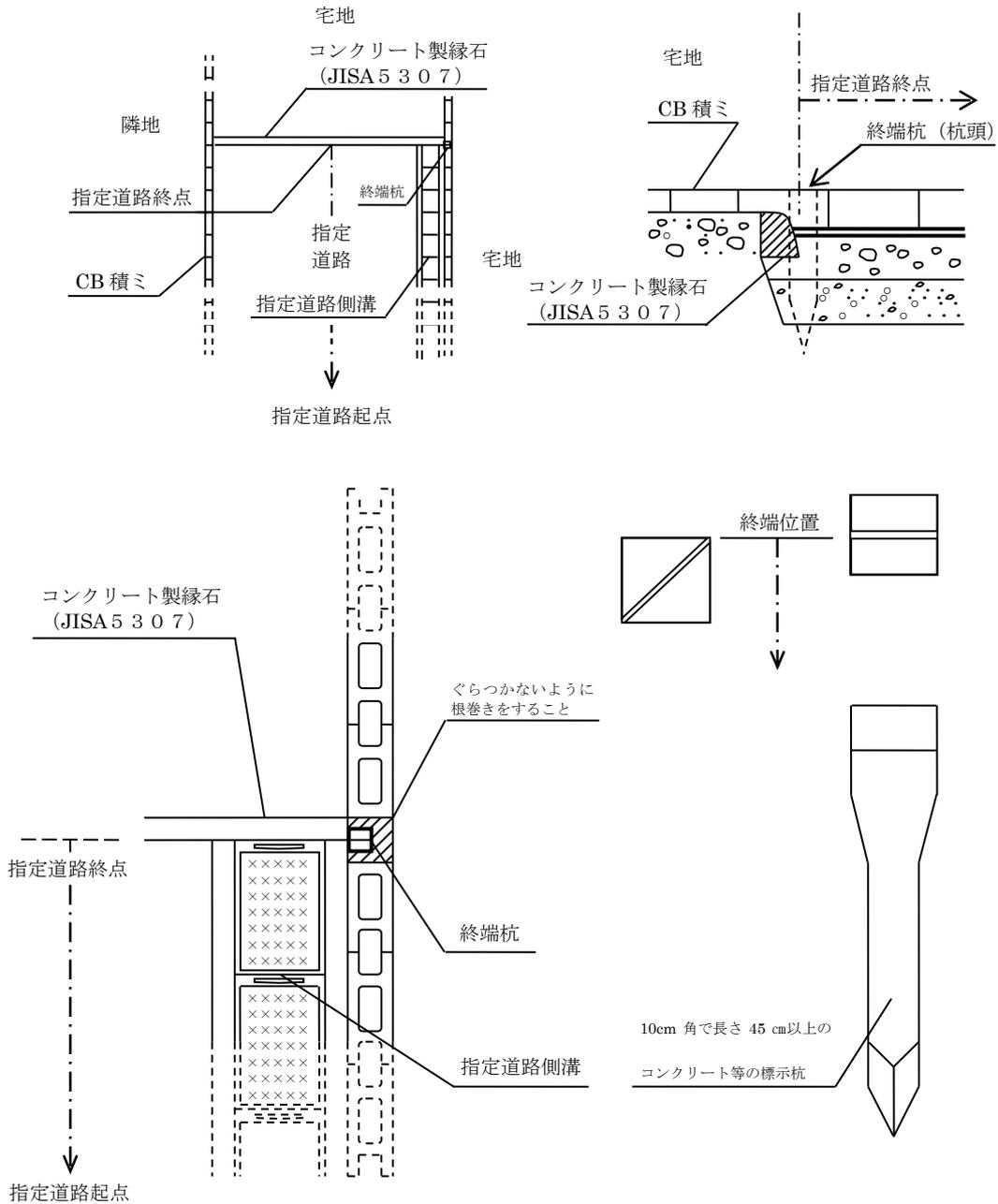
ウ 片側宅地、指定道路起点



エ 片側宅地、指定道路屈曲点



(2) 指定道路の終端には次に掲げる方法等で杭その他これらに類するものを強固に布設し、容易に引き抜かれたり、紛失したりすることのないようにしなければならない。



9 維持管理

道路の位置の指定をされた道路の使用者及び権利者は当該道路を常時適正な状態に保つように維持管理に努めなければならない。

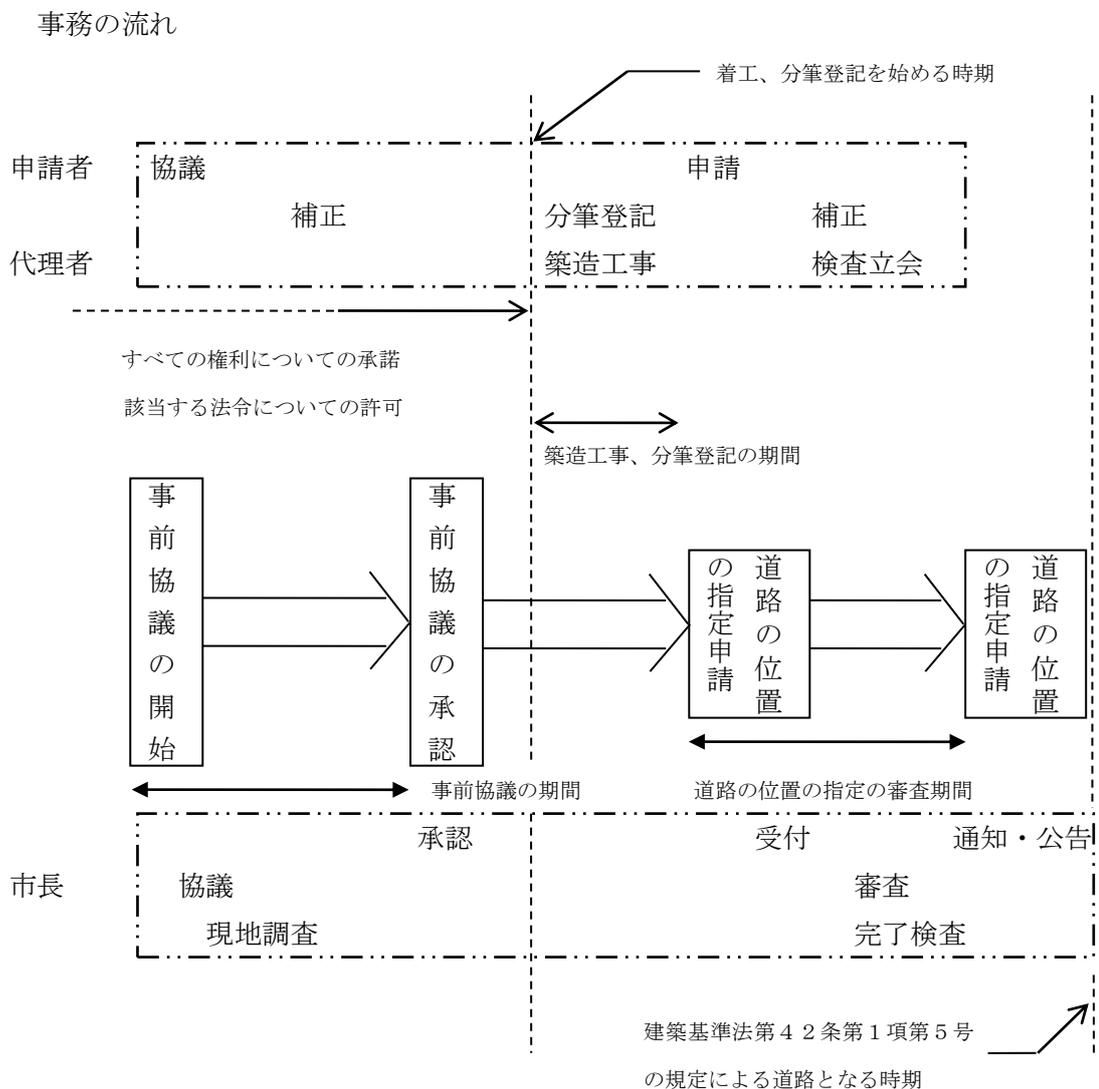
第5 道路位置指定要領

1 事前協議

道路の位置の指定を受けようとする場合、申請者又は代理者は市長と協議を行い（以下、「事前協議」という。）、その計画内容についての承認を得なければならない。

2 事務の流れ

事前協議から道路の位置の指定の公告及び通知（省令第10条に規定する「道の位置の指定の公告及び通知」をいう。以下、同じ。）までの手続は次のとおりとする。



3 事前協議の承認

事前協議の結果、申請の内容が道路の位置の指定に関する法令並びにその他の関係法令に適合すると認める場合、市長は、その計画内容についての承認を行い着工を指示することができるものとする。

4 着工及び分筆登記の時期

着工及び公衆用道路として分筆登記する行為は、次に掲げるものの後に行わなければならない。

- ア 前項の規定による事前協議の承認がなされた時
- イ 指導基準に定める法令による許可等の手続がなされた時
- ウ 指導基準に定める指定道路に関しての権利の承諾が得られた時
- エ その他市長が特に定めた時期

5 道路の位置の指定申請

申請者又は代理者は、築造工事が完了した場合、道路の位置の指定申請（省令第9条に定める「道路の位置の指定の申請」及び規則第18条に定める「道路の位置の指定申請」をいう。以下、同じ。）を行うこと。

6 完了検査

市長は、道路の位置の指定申請が行われた場合、現地において道路の位置の指定に関する法令並びにその他の関係法令に適合しているどうかを申請者、代理者又は築造工事の施工者の立会のもと審査する（以下、「完了検査」という。）ものとする。

7 道路の位置の指定の公告及び通知

市長は、完了検査の結果、申請の内容が道路の位置の指定に関する法令並びにその他の関係法令に適合すると認めるときは、道路の位置の指定を行い、その旨の公告を行うとともに道路位置指定通知書（様式第17号の2）を交付するものとする。

第6 事前協議

1 道路位置指定事前協議書

事前協議を行おうとする場合、道路位置指定事前協議書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 道路位置指定事前協議書に添付を要する図書

(1) 道路位置指定事前協議書（以下、「協議書」という。）は、道路位置指定作成要領第3項を準用して作成することとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

ア 道路位置指定作成要領第3項に掲げるもののうち、ス、セ、タ並びにチ以外のもの。

(2) 前号において準用するもののうち「指定申請」とあるのは、「事前協議」、「指定申請書」とあるのは「協議書」と、同要領第3項サ、シ及び別表を除いて読み替えるものとする。

第7 道路位置指定作成要領

1 道路位置指定申請書

道路の位置の指定申請（以下、「指定申請」という。）を行おうとする場合、規則第18条に定める道路位置指定申請書（様式第17号）に第3項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 道路位置指定申請書の提出部数

道路位置指定申請書（以下、「指定申請書」という。）は正本一部及び副本一部を提出するものとする。

3 指定申請書に添付を要する図書

指定申請書には別表に従い、次に掲げる図書を添付しなければならない。

ア 委任状

申請者から指定申請に関する手続の委任を受けた場合、代理者は委任状を指定申請書に添付すること。

イ 関係法令に基づく許可書

道路の位置の指定に伴い、道路法、農地法、その他の関係法令による許可、承認又は申請等の手続を要するときは当該法令の許可書等を、用水路等の使用、廃止、変更を必要とするときは該当する管理者による承諾書等の写しを添付しなければならない。

ウ 位置図

位置図は、用途地域内が2, 500分の1の国土基本図、その他の地域は、10, 000分の1の都城市管内図（国土基本図を基に縮小したもの）とする。

エ 付近見取図

方位、道路、申請地付近の目印となる物件（学校、スーパー、駅、ビル名等）を記入すること。なお、住宅地図等の図書を用いてもよい。

オ 地積測量図（s；1/100～1/500）

方位、縮尺、地名地番、指定道路及び関係土地内の宅地の面積算定に必要な辺の長さ及び面積を記入すること。

カ 敷地計画図（s；1/100～1/300）

方位、縮尺、地名地番、関係土地内の宅地割、指定道路の位置、延長、幅員及び構造、関係土地及び指定道路に接する既存の道路の位置並びに幅員、周辺の地形及び地物、等高線（2メートル以下の標高差を示すもの）、擁壁の位置及び構造等を記入すること。

キ 排水計画図（s；1/100～1/300）

方位、縮尺、地名地番、指定道路及び関係土地内の宅地の排水のために設ける溜桧、側溝並びに下水管の位置、構造及びそれらの排水流水末の処理方法を記入すること。

ク 道路横断面図（s；1/30～1/50）

種類の異なるそれぞれの指定道路について縮尺、排水施設の種類、構造、寸法等、当該道路の構造（表層、上部路盤、下部路盤、勾配等）、指定道路と隣地並びに係土地内の宅地との区画の方法を記入すること。併せて転回広場についても同様に作成しなければならない。

ケ 道路縦断面図（s；1／100～1／300）

種類の異なるそれぞれの指定道路について縮尺、延長、高低差、勾配、接続される既存の道路の位置、幅員等を記入すること。

コ 高低関係図（s；1／100～1／300）

方位、縮尺、地名地番、関係土地内の宅地の各水平面ごとに基準点（ベンチマーク）、指定道路及び既存の道路からの高さを記入すること。なお、この場合、カ、ク並びにケの図面を使用してさしつかえない。

サ 地図の写し

国土調査済みの地域は、法務局の17条地図とする。その他の地域は、法務局備え付けの字図を転写し、図面余白に転写法務局名、転写年月日及び転写者住所氏名を記入し捺印しなければならない。事前協議の際は分筆登記を行う前のものとし、指定申請の際には、指定道路を公衆用道路として分筆登記し、当該部分を色分けしたものを提出すること。なお、それぞれ申請前3ヶ月以内に取得したものでなければならない。

シ 指定道路及び関係土地の登記簿謄本

事前協議の際は、分筆登記を行う前の指定道路及び関係土地すべての登記簿謄本とし、指定申請の際には指定道路を公衆用道路として分筆登記した上で、指定道路及び関係土地すべての登記簿謄本を提出すること。なお、それぞれ申請前1ヶ月以内に取得したものでなければならない。

ス 承諾書

指定道路に関する所有権、抵当権、根抵当権等その他すべての権利と道の管理について記入すること。なお、様式2-1、2-2によることとし、印鑑登録証明書に登録された印鑑を捺印しなければならない。

セ 印鑑登録証明書

指定道路に関するすべての権利者について印鑑登録証明書を必要とする。なお、この印鑑登録証明書は、指定申請前3ヶ月以内に取得したものでなければならない。

ソ 現況写真

指定道路の着工前のものとする。2方向以上より撮影し関係土地及び接続される既存の道路を含め全体の状況がわかるものでなければならない。なお、ワイド写真でもさしつかえない。

タ 完成写真及び工程写真

指定道路の完成状況及び築造工程がわかるように撮影したものでなければならない。

チ 道路位置指定概要書

様式3によることとし、余白には指定道路縦断面図等を記入すること。保存用であるので交付された用紙にインク書き等で作成しなければならない。

ツ その他市長が特に必要と認めるもの。

4 別表

協議書及び指定申請者に添付を要する図書

順序	図 書 名	協議書	指定申請書		備 考
			正本	副本	
1	委任状	○	○		代理人による申請の場合の添付
2	関係法令に基づく許可書	写し	写し	写し	農地法、道路法の許可書等
3	位置図	○	○	○	国土基本図又は都城市管内図
4	付近見取図	○	○	○	住宅地図（ゼンリン）等
5	地積測量図	○	○	○	
6	敷地計画図	○	○	○	
7	排水計画図	○	○	○	6の図面を用いてもよい
8	道路横断面図	○	○	○	
9	道路縦断面図	○	○	○	
10	高低関係図	○	○	○	6、8、9の図面を用いてもよい
11	地図の写し	原本	原本	写し	申請前3ヶ月以内に取得したもの
12	指定道路及び関係土地の 登記簿謄本	原 本	原 本	写 し	申請前1ヶ月以内に取得したもの 指定申請時は公衆用道路に地目変更
13	承諾書 <small>(所有者又は権利者、 道の管理者)</small>		原本	写し	様式2-1、2-2によることとし、実印を捺印
14	印鑑登録証明書		原本	写し	申請前3ヶ月以内に取得したもの
15	現況写真	○			ワイド写真又は2方向以上からの撮影
16	完成写真及び工程写真		○		完成写真並び及び工程写真
17	道路位置指定概要書		○		様式3によることとし、インク書き

備考 協議書、指定申請書それぞれ左端を綴じて製本の上提出すること。なお、道路位置指定概要書は指定申請書に綴じ込まないで提出すること。

第8 その他

1 既存位置指定道路の変更又は廃止の制限

- (1) 既存位置指定道路を変更又は廃止することによって法第43条第1項の規定又は条例第20条から第25条の規定に抵触することとなる場合においては当該既存位置指定道路の変更又は廃止はこれを行うことができない。
- (2) 既存位置指定道路を変更又は廃止する場合の手続は別に定める。

2 道路の位置の指定申請に関する様式

道路の位置の指定申請及び事前協議に関する様式を以下の通り定める。

様式1

道路位置指定事前協議書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道の築造計画について協議を申請します。 年 月 日 都城市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 住所 協議者 氏名 ㊟ </div>							
1 申請者住所氏名	電話						
2 代理者住所氏名	電話						
3 道路の地名地番	都城市						
4 道路築造の時期	年 月 日着工			年 月 日完了			
5 関係土地の地名地番	都城市						
6 関係土地の面積	m ²						
道路の概要	道路の概要	図面の符号	道路の幅員	道路の延長	すみ切りの大きさ	転回広場の有無	
			m	m	m × m	有 ・ 無	
			m	m	m × m	有 ・ 無	
			m	m	m × m	有 ・ 無	
	道路の延長の合計			m			
	自動車	図面の符号	転回広場の面積	転回広場の面積の合計			
			m ²				
	転回広場		m ²	m ²			
	側溝の概要	側溝の種類	自由勾配側溝・落蓋側溝・鉄筋コンクリートU型・その他 ()				
側溝の大きさ					表層の仕上げ		
道路の面積の合計		m ²					
受付					※ 協議番号欄		
					年 月 日		
					第 号		
					係員 ㊟		

記入要領

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「3 道路の地名地番」欄には当該部分が分筆登記前である場合には道路となる予定の地名地番を記入すること。
- 3 「4 道路築造の時期」欄には道路を築造しようとする予定の時期については記入すること。
- 4 「5 関係土地の地名地番」欄には道路を利用することとなる土地については記入し、当該部分が分筆登記前である場合には宅地となる予定の地名地番を記入すること。
- 5 「6 関係土地の面積」欄には道路を利用することとなる宅地の面積の合計を記入すること。
- 6 「7 道路の概要」
 - (1) 道路の概要
種類の異なる道路ごとに図面の符号、幅員、延長、すみ切りの大きさ、転回広場の有無を記入し併せて道路の延長の合計を記入すること。
 - (2) 自動車の転回広場
道路に設けるそれぞれの転回広場ごとに図面上の符号、面積を記入し併せてその合計面積を記入すること。
 - (3) 側溝の種類
道路に設ける側溝の種類で該当するものに○印をすること。なお、該当するものがない場合にはその他の欄にその種類を記入すること。
 - (4) 側溝の大きさ
道路に設ける側溝の幅、深さを記入すること。
 - (5) 表層の仕上げ
道路の表層の仕上げを記入すること。
 - (6) 道路の面積の合計
自動車の転回広場、すみ切りを含んだ道路の面積の合計を記入すること。

様式第16号（第15条関係）

正

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を申請します。 年 月 日 都城市長 あて 申請者 住所 氏名 印					
1	築造主住所氏名	電話			
2	代理者住所氏名	電話			
3	道路部分の地名地番				
4	関係土地の地名地番				
5 道路の概要	番号	幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
6	道路部分の面積	m ²	7	関係土地の面積	m ²
8	申請理由				
受付					※ 指定番号欄
					年 月 日
					第 号
					係員 印

道路位置指定概要書

※ 協 議 番 号	第	号	
※ 受 付 年 月 日	年	月 日	
※ 受 付 番 号	第	号	
※ 指 定 年 月 日	年	月 日	
※ 指 定 番 号	第	号	
※ 告 示 年 月 日	年	月 日	
※ 告 示 番 号	第	号	
1 申請者住所氏名			
2 代理人住所氏名			
3 道路の地名地番			
都城市			
4 関係土地の地名地番			
都城市			
5 道路の概要			
幅 員	m	延 長	m
すみ切り	m × m	転回広場	箇所
側 溝		路 面	

付近見取図

道路横断面図 S= 1 /

敷地計画図 S= 1 /

備考 ※印欄は記入しないこと。

「5道路の概要」すみ切りについては、指定道路の起点に設けるすみ切りについて記入すること。

敷地計画図は作成要領により作成したものを記入すること。

余白には道路縦断面図等を記入すること。